

# 議院運営委員会議録第十九号

第一百四十回国会  
衆議院

平成九年三月二十五日(火曜日)  
午前十一時三十一分開議

出席委員

委員長

平沼 起夫君

理事 大島 理森君	理事 大野 功統君
理事 福永 信彦君	理事 細田 博之君
理事 冬柴 鐵三君	理事 高木 義明君
理事 木幡 弘道君	理事 小沢 錠仁君
理事 東中 光雄君	理事 下地 幹郎君
荒井 広幸君	江渡 聰徳君
小林 多門君	棚橋 泰文君
田中 和徳君	大口 善徳君
西川 公也君	佐々木 洋平君
河上 輩雄君	川内 博史君
城島 正光君	肥田 美代子君
佐々木 健治郎君	小坂 慶次君

委員外の出席者

議長 伊藤示一郎君	副議長 渡部恒三君
事務総長 谷 福丸君	

本日の会議に付した案件

議員請暇の件

裁判官彈劾裁判所裁判員予備員辞職の件

各種委員等の選挙の件

人事官任命につき同意を求めるの件

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正の件

衆議院事務局職員定員規程の一部改正する規程案起草の件

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件

第一類第十九号 議院運営委員会議録第十九号 平成九年三月二十五日

本日の本会議の議事等に関する件

党、民主党から、お手元の印刷物にあります諸君を届け出でまいっております。

一、各種委員等の選挙の件

裁判官彈劾裁判所裁判員予備員

西村 真悟君(新進) 職務を行う順序は第

二順位

北海道開発審議会委員(五人)

鈴木 宗男君(自民)

中川 昭一君(自民)

北村 直人君(新進)

長内 順一君(新進)

佐々木秀典君(民主)

国土審議会委員

若松 謙維君(新進)

日本ユネスコ国内委員会委員

藤村 修君(新進)

歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正の件、衆議院事務局職員定員規程の一部改正の件、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件についてであります。順次事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件であります。これは、本年四月から、現行の特殊乗車券及び航空券の選択制に加え、議員の申し出により、予算の範囲内で特殊乗車券及び航空券をあわせて受けることができることとするものであります。

○平沼委員長 次に、裁判官彈劾裁判所裁判員予備員辞職の件についてであります。裁判官彈劾裁判所裁判員予備員である実川幸夫君から辞職願が提出されております。本件は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○平沼委員長 御異議なしと認めます。よって、委員の選挙を行うことに御異議ありませんか。

○平沼委員長 次に、人事官任命につき同意を求めるの件についてであります。人事官に播谷実君を任命するについて、内閣から本院の同意を求めてまいっております。

一、人事官任命につき同意を求めるの件  
播谷 実君 三、二三任期満了につき再任

○平沼委員長 本件は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

この選挙は、その手続を省略して、議長において指名することになりますから、御了承願います。

なお、後任の候補者として、自由民主党、新進

○平沼委員長 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件、国会議員の一部改正の件

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律  
の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一  
部を改正する規程案

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規  
程案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程  
の一部を改正する規程案

〔本号末尾に掲載〕

○平沼委員長 それでは、まず、国会議員の歳費、  
旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件につ  
きましては、お手元に配付の案を委員会の成案と  
決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異  
議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平沼委員長 それでは、まず、国会議員の歳費、  
旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件につ  
きましては、お手元に配付の案を委員会の成案と  
決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異  
議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決定いたしました。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規  
程の一部改正の件につきましては、お手元に配付  
の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに  
御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決定いたしました。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部改正の  
件につきましては、お手元に配付の案を委員会の  
成案と決定し、これを委員会提出の規程案とする  
に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○平沼委員長 挙手多数。よつて、そのように決  
定いたしました。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支  
給規程の一部改正の件につきましては、お手元に  
配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申す  
るに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決定いたしました。

○平沼委員長 次に、ただいま本委員会提出とす  
るに決定いたしました国会議員の歳費、旅費及び  
手当等に関する法律の一部を改正する法律案、衆  
議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案  
は、本日の本会議において緊急上程するに御異議  
ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決定いたしました。

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よつて、

次に、日程第八につき、達沢外務委員長の報告  
がございまして、全会一致であります。

次に、日程第九及び第十につき、武部商工委員  
長の報告がございます。両案を一括して採決いた  
しまして、全会一致であります。

次に、動議により、ただいま御決定いただきま  
した国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法  
律の一部改正案及び衆議院事務局職員定員規程の  
一部改正案の二案を緊急上程いたしまして、大島  
理事の趣旨弁明がござります。採決は二回になり  
ます。一回目は国会議員の歳費、旅費及び手当等  
に関する法律の一部改正案で、全会一致であります。  
二回目は衆議院事務局職員定員規程の一部改  
正案で、共産党が反対でござります。

次に、日程第六及び第七につき、衆議院事務局職  
員定員規程の一部改正案で、全会一致であります。  
二回目は衆議院事務局職員定員規程の一部改  
正案で、共産党が反対でござります。

次に、日程第三につき、伊藤安全保険委員長の  
報告がございまして、全会一致であります。

次に、日程第一につき、八代法務委員長の報告  
がございまして、全会一致であります。

次に、人事官任命につき同意を求める件につ  
いてお諮りをいたします。共産党が反対でござい  
ます。

次に、日程第二につき、伊藤安全保険委員長の  
報告がございまして、全会一致であります。

次に、日程第三につき、青山労働委員長の報告  
がございまして、全会一致であります。

次に、日程第一につき、伊藤安全保険委員長の  
報告がございまして、全会一致であります。

第十 新エネルギー利用等の促進に関する特別  
措置法案(内閣提出)

○平沼委員長 それでは、本日の本会議は、正午  
予鈴、午後零時十分から開会いたします。

なお、来る二十七日木曜日正午から理事会を開  
会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会

会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

第十一條中「前条第一項の特殊乗車券及び同  
条第二項の航空券」を「並びに前条第一項の特殊乘  
車券及び航空券」に改める。

附 則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

各議院の議長、副議長及び議員は、特殊乗車券  
の交付を受け、又はこれに代えて若しくはこれと  
併せて航空券の交付を受けることとする必要があ  
る。これが、この法律案を提出する理由である。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給  
規程の一部を改正する規程  
(昭和二十二年九月一日両院議長協議決定)の一  
部を次のように改正する。  
別表第二中「二〇、四〇〇円」を「一〇、五〇〇  
円」に、「二五、一〇〇円」を「一五、一一〇円」に改  
めること。  
この規程は、平成九年四月一日から施行する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の  
一部を改正する規程案

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程  
の一部を改正する規程  
(昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定)の一部  
を次のように改正する。

第十二条の四第一項第三号中「内閣官房副長官」  
の下に「常勤の内閣総理大臣補佐官」を加える。  
第十二条の二を削り、第十二条の三を第十二条  
の二とし、第十二条の四を第十二条の三とする。

附 則  
この規程は、平成九年四月一日から施行する。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する  
規程案  
衆議院事務局職員定員規程の一部を改正す  
る規程

衆議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月  
二十八日議決)の一部を次のように改正する。  
第一条中「千七百十七人」を「千七百十六人」に改  
める。

附 則

この規程は、平成九年四月一日から施行する。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規  
程の一部を改正する規程案

平成九年三月二十七日印刷

平成九年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K